

# 平成 29 年度事業計画書及び収支予算書

自 平成 29 年 4 月 1 日  
至 平成 30 年 3 月 31 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

## はじめに

LPガスは、家庭用エネルギーとしておよそ2,500万世帯で使用され、国民生活に不可欠なエネルギーとなっており、さらに、クリーンで災害に強い分散型エネルギーとしてその重要性が広く認識されております。その中で、LPガスの保安の確保は常に最重要課題として取り組まれており、本協会としてLPガス供給機器等の検査業務等を通じて、LPガスの保安の確保並びにLPガス業界の安全・安心の構築に貢献していく所存です。

本協会の平成29年度の経営環境は、都市ガスの自由化、空家住宅の増加、オール電化などの不透明感もあり予断を許されない状況ではありますが、本年度から平成31年までの3年間、期限管理等による交換需要の最盛期を迎えることから、マイコンメータ、調整器、高圧ホース等の供給機器の検査数量の大幅な増加が見込まれています。

本協会の平成29年度の業務方針として、定款に基づき、適合性検査業務、一般検査業務、JIS認証業務、審査登録業務などについて公平・公正な業務を実施するとともに、国際規格等に対応した体制を維持し、経営基盤の強化及びコスト削減、信頼性及び技術能力の向上に努めることとします。

以上の事柄を踏まえ、平成29年度事業計画書及び収支予算書を以下のとおり作成いたしました。

## 事業計画

平成 29 年度に行う事業項目は次によるものとする。

1. 特定液化石油ガス器具等に関する国内登録検査機関業務
2. 政令指定の液化石油ガス器具等の検査及び試験（第 1 号の業務を除く。）
3. 政令指定外の液化石油ガス器具等の検査及び試験
4. 液化石油ガス器具等に関する普及及び啓発
5. 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究
6. 工業標準化法に基づく国内登録認証機関業務
7. 国際規格及び国内規格に関する審査登録機関業務
8. 液化石油ガス器具等に関する内外関係機関等との交流及び協力
9. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

# 平成 29 年度 事 業 計 画 書

本協会の平成 29 年度における事業は、次に示す諸事項により行うものとする。

## 1. 特定液化石油ガス器具等に関する国内登録検査機関業務

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき、特定液化石油ガス器具等に関する国内登録検査機関業務として特定液化石油ガス器具等に指定されている液化石油ガス用ガス栓について、液化石油ガス法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する適合性検査（以下「1 号検査」という。）及び第 2 号に規定する適合性検査（以下「2 号検査」という。）について、適合性検査業務規程に基づき、以下に示す数量の検査を行う。

### (1) 1 号検査

次表に示す検査区分の欄に掲げる検査について、予算数量の欄に掲げる数量の検査を行う。

（表・1）特定液化石油ガス器具等の 1 号検査

（第 1 検査数量単位：件、第 2 検査数量単位：千個）

品 目	検 査 区 分	予 算 数 量	前 年 度 予 算 数 量	増 減	前 年 度 実 績 見 込
ガ ス 栓	第 1 検 査	179	177	2	179
	第 2 検 査	2,079	1,888	191	2,024

（備考 1）前年度実績見込は、平成 28 年 12 月末までの検査実績と平成 29 年 1～3 月分の見込値の合計とした。以下、同じとする。

(2) 2号検査

次表に示す検査区分の欄に掲げる検査について、予算数量の欄に掲げる数量の検査を行う。

(表・2) 特定液化石油ガス器具等の2号検査

(2号検査、製品検査及び性能確認検査数量単位：件、管理検査数量単位：千個)

品目	検査区分	予算数量	前年度 予算数量	増減	前年度 実績見込
ガス栓	2号検査	2	58	△ 56	62
	製品検査	20	51	△ 31	59
	性能確認検査	114	84	30	84
	管理検査	1,205	1,031	174	1,220

(備考2) 性能確認検査及び管理検査とは、フォローアップ制度における検査をいう。

(3) 特定液化石油ガス器具等の検査総数

1号検査における第2検査及び2号検査における管理検査の合計数量を次表に示す。

(表・3) 特定液化石油ガス器具等の検査総数

(検査数量単位：千個)

品目	検査区分	予算数量	前年度 予算数量	増減	前年度 実績見込
ガス栓	第2検査及び 管理検査の合計	3,284	2,919	365	3,244

(4) その他の検査及び試験

上記の液化石油ガス器具等の材料、性能、強度等について検査規程に基づく検査（項目別検査）及び製造事業者等の依頼による試験を行う。

## 2. 政令指定の液化石油ガス器具等の検査及び試験（第1号の業務を除く。）

液化石油ガス法に基づき液化石油ガス器具等に指定されている品目のうち、調整器、液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（以下「高圧ホース」という。）、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下「低圧ホース」という。）及び液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（以下「対震自動遮断器」という。）の4品目について、製品認証業務規程に基づき、以下に示す数量の検査を行う。

### (1) 第1検査及び第2検査

次表に示す検査区分の欄に掲げる検査について、予算数量の欄に掲げる数量の検査を行う。

(表・4) 政令指定の液化石油ガス器具等の検査（第1号の業務を除く。）

(第1検査数量単位：件、第2検査数量単位：千個)

品目	検査区分	予算数量	前年度 予算数量	増減	前年度 実績見込	
調整器	調整器(小型)	第1検査	11	11	0	12
		第2検査	300	268	32	246
	調整器(大型)	第1検査	2	2	0	3
		第2検査	1	1	0	1
	自動切替調整器 (含二段減圧)	第1検査	89	93	△ 4	94
		第2検査	1,565	1,375	190	1,382
高圧ホース	第1検査	18	16	2	18	
	第2検査	3,706	3,150	556	3,428	
低圧ホース	第1検査	8	8	0	8	
	第2検査	309	257	52	284	
対震自動遮断器	第1検査	1	1	0	1	
	第2検査	1	1	0	1	

### (2) その他の検査及び試験

上記の液化石油ガス器具等の材料、性能、強度等について検査規程に基づく検査（項目別検査）及び製造事業者等の依頼による試験を行う。

### 3. 政令指定外の液化石油ガス器具等の検査及び試験

政令指定外の液化石油ガス器具等について、製品認証業務規程に基づき、以下に示す数量の検査を行う。

#### (1) 第1検査及び第2検査

次表に示す検査区分の欄に掲げる検査について、予算数量の欄に掲げる数量の検査を行う。

(表・5) 政令指定外の液化石油ガス器具等の検査

(第1検査数量単位：件、配管用フレキシ管の第2検査数量単位：千m、その他の第2検査数量単位：千個)

品目	検査区分	予算数量	前年度 予算数量	増減	前年度 実績見込
燃 焼 器 用 ホ ー ス	第1検査	18	18	0	20
	第2検査	326	437	△ 111	361
金 属 フ レ キ シ フ ル ホ ー ス	第1検査	9	9	0	9
	第2検査	648	750	△ 102	714
ホ ー ス バ ン ド	第1検査	3	3	0	3
	第2検査	5,000	5,020	△ 20	5,100
ゴ ム キ ャ ッ プ	第1検査	5	6	△ 1	5
	第2検査	254	310	△ 56	260
自 記 圧 力 計	第1検査	5	4	1	5
	第2検査	5	5	0	5
迅 速 継 手	第1検査	9	12	△ 3	9
	第2検査	31	40	△ 9	36
ガ ス 放 出 防 止 器	第1検査	3	3	0	1
	第2検査	6	6	0	8
ガ ス 漏 れ 警 報 遮 断 装 置	第1検査	26	26	0	26
	第2検査	8	10	△ 2	9
ホ ー ス エ ン ド 接 続 具	第1検査	0	2	△ 2	1
	第2検査	3	3	0	4
マ イ コ ン メ ー タ	第1検査	44	42	2	46
	第2検査	3,900	2,875	1,025	3,046

品目	検査区分	予算数量	前年度 予算数量	増減	前年度 実績見込
配管用フレキ管	第1検査	18	18	0	18
	第2検査	5,765	5,225	540	5,720
配管用フレキ管 継手金具	第1検査	100	89	11	105
	第2検査	2,072	2,000	72	2,885
逆止弁付 根元バルブ	第1検査	3	3	0	3
	第2検査	534	508	26	533
漏洩検知装置	第1検査	4	5	△ 1	4
	第2検査	93	86	7	93
簡易ガス用感震 自動ガス遮断装置	第1検査	13	13	0	13
	第2検査	1	1	0	1
バルク用超音波 液面測定装置	第1検査	1	1	0	1
	第2検査	1	1	0	1

## (2) その他の検査及び試験

上記の液化石油ガス器具等の材料、性能、強度等について検査規程に基づく検査（項目別検査）、製造事業者等の依頼による試験、及び検査規程の定めのない機器等について製造事業者等の依頼による試験を行う。

## 4. 液化石油ガス器具等に関する普及及び啓発

一般消費者等におけるLPガス事故を防止するためにLPガス安全委員会等が行う保安啓発事業に参画する。

## 5. 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究

- (1) 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究を行い、一般消費者等の保安の確保に努める。
- (2) 液化石油ガス器具等の技術基準等に関する調査及び研究を行い、技術基準及び安全性等の向上に努める。

## 6. 工業標準化法に基づく国内登録認証機関業務

工業標準化法に基づく国内登録認証機関として、JIS S 2120（ガス栓）、JIS S 2135（ガス機器用迅速継手）、JIS S 2146（ガスコード）及びJIS S 2190（ガス用ゴム管バンド）に係る認証業務を行うこととし、既存の認証企業4社に係る認証維持審査及び認証維持製品試験を実



施する。また、認証対象の JIS 規格の拡大を図るとともに認証機関としての信頼性の向上に努める。

## 7. 国際規格及び国内規格に関する審査登録機関業務

公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) により認定されたマネジメントシステム認証機関として、ISO 9001 (品質マネジメントシステム) 及び ISO 14001 (環境マネジメントシステム) に基づく初回審査、サーベイランス審査及び再認証審査を次表のとおり実施する。なお、本年度の新規登録を 1 件、登録辞退を 8 件見込んでいる。

また、審査登録業務の実施に当たっては、公平性、透明性及び独立性を確保し、審査登録における高い信頼性の獲得に努めるとともに、業務遂行における更なる効率的運営を図る。

	予算件数	前年度予算件数 (増減)	
(1) 期首登録件数	142 件	150 件	(△ 8 件)
(2) 初回審査件数	1 件	2 件	(△ 1 件)
(3) 再認証審査件数	43 件	47 件	(△ 4 件)
(4) サーベイランス審査件数	96 件	101 件	(△ 5 件)
(5) 期末登録件数	135 件	147 件	(△ 12 件)

## 8. 液化石油ガス器具等に関する内外関係機関等との交流及び協力

- (1) 経済産業省等の関係機関の要請に基づき、技術情報の収集、技術基準及び日本工業規格等の作成に協力する。
- (2) 経済産業省等の関係機関の要請に基づき、委員会等の活動を通して液化石油ガスの保安の確保に協力する。
- (3) 製造物責任法 (PL 法) 施行に関連して平成 7 年 6 月に設立された原因究明機関ネットワーク機関として事故原因の究明に協力する。
- (4) 関係機関等の要請に応じ、諸外国に対して技術的協力を行う。

## 9. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 製品認証機関に適用される JIS Q 17065:2012 (ISO/IEC17065:2012) に基づく品質システムを維持し、国際化への対応、経営基盤の強化及び信頼性の向上を図る。
- (2) ASNITE 製品認証機関としての認定を維持し、技術的基盤の強化を図る。
- (3) 職員に対する研修会、技術検討会等を実施し、技術的能力、品質管理能力等の向上を図る。

- (4) 機械設備等を整備増強し、検査業務の合理化及び円滑化を図る。
- (5) 検査制度に係る基準等の見直し及び整備を進め、検査体制の充実及び合理化を図る。
- (6) 新規製品の開発に対応し、技術基準の作成及び検査体制の整備を行う。
- (7) 検査等の実績をもとに、製造事業者等に対して品質向上を目的とした指導を行う。
- (8) 製造事業者等に対して検査基準等に関する広報等を行い、検査業務の円滑化を図る。
- (9) 製造事業者等の要請により、品質管理等について協力する。